

赤磐市立山陽小学校 いじめ問題対策基本方針

令和7年 4月 改訂

1. いじめの問題に対する基本的な考え方

(1)いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条】

(2)いじめ防止に関する基本理念

いじめ防止のために、本校では、教職員の基本姿勢として、

- ①子どもの生命と心を何よりも大切にし、どの子にとってもこの学校が快適な居場所になるよう努める。
- ②子どもの思いや願いを大切にする。
- ③子どもが周囲の人たちと関わりながら主体的に生きていくために必要な知恵や知識、技能を身につける。

以上のことを、責任をもって指導することを大切にする。

「いじめにピークや流行はなく、いつでも、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、どの子も関わりうる」【参考文献：いじめ追跡調査 2010-2012・国立教育政策研究所】という認識を全教員が共通をもって全力でいじめ防止にあたる。

(3)教職員一人一人の心構え

- ①教職員一人一人が人権意識をもつ。
- ②教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ③児童と触れ合う時間（登下校時・昼食・清掃・授業後などの時間）をできる限り多く取る。
- ④児童の話に耳を傾け、親身になって対応し、児童が何でも相談できる信頼関係を築く。
- ⑤いじめを見過ごしたり、気付いていながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。
- ⑥いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ⑦暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止め、再発防止指導と必要な支援等を確実に行う。

2. いじめの防止等の取り組みを主導する組織等とその役割

(1)いじめ対策推進委員会(月1回の開催) …不登校対策委員会と共同開催

- ・学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・学校の基本方針における年間計画に基づき、いじめの未然防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

(構成メンバー)・校長, 教頭, 教務主任, 生徒指導主事, いじめ問題担当教員, 養護教諭

(2)いじめ対策委員会(学期に1回の開催 ※必要に応じて)

- ・学校の基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校の基本方針の見直しを行う。
- ・対策推進委員会の内容の教職員への伝達と共通理解を図る。

(構成メンバー)

- ・校外…教育委員会, 弁護士, 警察, PTA 会長, SC・SSW 等 ※必要に応じて
- ・校内…校長, 教頭, 教務主任, 生徒指導主事, 養護教諭, いじめ問題担当教員, 学年主任, 担任等

3. 保護者との連携

- ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。
- ・保護者と協力して、いじめの未然防止, 早期発見, 解決に関わる。
- ・学校便りや保護者懇談会, 家庭訪問等でいじめの問題を取り上げ、学校の指導方針を示し、家庭との共通理解を図る。
- ・学校運営協議会委員や地区評議委員の協力を得て、地域の方々に学校の方針を理解していただく機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや青少年の健全育成センターの協力依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・学校相談窓口を設け、保護者が気軽に相談しやすい体制を作る。
- ・保護者対象の人権教育研修会を開催したり、インターネットや携帯電話, スマートフォン等の正しい使い方等についての啓発を行ったりして、家庭との連携を深める。

4. 関係機関との連携

(1)県・市教育委員会, 市関係部局

- ・保護者支援のための専門スタッフ(SSW 等)の派遣, ケース会議の開催 ※学校側の窓口…教頭

(2)赤磐警察署

- ・定期的な情報交換, 連絡会議の開催 ※学校側の窓口…生徒指導主事

5. 学校が実施する取組

(1)いじめの防止

(学校の取組)

- ・事例研究やカウンセリング演習等の校内研修を充実させ、全教職員でいじめについての共通理解を図る。
- ・いじめ対策推進委員によるより学校全体の状況を定期的に把握する。また、学校いじめ問題対策基本方針による取り組みの点検や評価、改善などのPDCAサイクルを確立する。(学校評価の項目に位置付ける。)

(信頼関係の構築)

- ・全教職員が、教育相談を実施するにあたって理解と知識・技能を身に付けておくとともに、教育相談活動に積極的に取り組める体制を整える。
- ・休み時間に積極的に児童と外遊びを行い、児童と教職員の人間関係づくりに役立てる。

(学級づくり)

- ・学級内での役割分担を工夫したり、学級活動を充実させたりして学級への所属感をもたせる。
- ・思いやりや支え合いに基づく様々な活動を取り入れることにより、望ましい人間関係を育てる。

(授業づくり)

- ・指導のめあてを明確にし、達成の喜びを味わうことができる、分かる授業を展開する。
- ・いじめを正しく認識させ、「絶対に許されない」ことを明確に伝える。

(児童会活動)

- ・児童会が中心となり、いじめ防止について、児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。
- ・「いじめについて考える週間」において、いじめを許さず、お互いの人権を尊重しようとする意識の高揚を図る。

(情報モラル教育)

- ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の便利さを理解するとともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に活用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を、全ての児童に位置付ける。

(2)早期発見

(実態把握)

- ・教育相談週間を年 2 回(6月・11月)実施し、実態把握のための「心のアンケート」や「気になる児童のチェックリスト」を活用することで、いじめの早期発見を図る。
- ・定期的なチェック(基本的に月1回)によるスクリーニングや、QU を活用した客観的な学級集団の分析をすることで、児童の生活の様子を把握し、いじめの早期発見に努める。
- ・休憩時間や掃除時間、係活動など、子どもたちと一緒に過ごす機会を増やし、子どもたちの心の変化を把握する。

(相談体制の確立)

- ・全教職員が、児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり相談したりすることができる体制を整える。
- ・いつでも利用できる教育相談室を整備し、相談しやすい環境を作る。

(情報共有)

・児童の気になる変化や行為があった場合、晩会(生徒指導連絡会・週1回)や職員会議を利用し情報を共有し、全教職員で指導・支援に当たる。

(家庭への啓発)

・学校相談窓口を設けるなど保護者が相談しやすい体制を作り、学校便りやPTA総会等で活用を促す。また、個人懇談でいじめの有無や人間関係を確認しいじめの早期発見を図る。

(3)いじめへの対処

(正確な事実確認と教職員間での情報の共有)

・いじめの訴えがあった場合や発見した場合は、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。

・職員会議等を利用して全職員で情報を共有し、いじめに関わった子どもたちの学校生活全般に注意を払う。

(組織的な対応)

・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策推進委員会を開催し、速やかに指導・支援体制を組み、指導方針及び指導内容、役割分担等について決定し、サポートチームを組む。

(適切な支援・指導)

・いじめられた児童を全力で守り通すという強い姿勢を伝えるとともに、いじめられている児童を温かく見守るなど、心身の安全を保証する。保護者の心情に配慮しながら誠意をもって対応し、事実関係を正確に説明し、学校の指導方針を伝える。

・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを伝え、いじめが他者の人権を犯す行為であることに気付かせるとともに、他人の痛みを理解できるような指導を根気強く行う。また、いじめた児童の学校での様子や家庭環境等にも十分配慮する。同じことを再び繰り返さないようにするために、学校と家庭が連携して子どもを育てていくという姿勢で保護者の対応に当たる。

(指導の継続)

・いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導を行う。

・いじめを積極的に認知し、100%の解消を目指し、徹底して解消に取り組む。

(特に配慮が必要な児童への対応)

・発達障害を含む障害のある児童、国際結婚の保護者をもつなど外国につながる児童、性同一障害、災害等により被災した児童等、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に適切な支援を行い、積極的に研修を実施する。

いじめが発生した場合の対応(原則)

直接目撃、確認した場合
(暴力行為・からかい、悪口等の言葉)

通報・相談を受けた場合
(本人、他の児童、保護者などから)

その場で制止・指導
(軽視しない・冷静な状況確認)

真摯に傾聴
(確実な記録・後回しにしない)

いじめ対策推進委員会へ、事実を迅速・正確に報告

緊急個別ケース会議

●情報の共有



●対応策の検討・協議・決定



●関係児童に対する情報収集



●関係児童等への事情聴取

※聴取が終わっていない場合は誰が聴取を行うかの役割分担、既に終わっている場合には聴取内容の共有



●いじめの有無の確認



いじめの認知・判断

対応策と役割分担の検討・協議・決定

◆被害・加害児童の保護者への連絡(担任・生徒指導主事)

◆被害児童の安全確保・心のケア(担任・養護教諭・SC)

◆加害児童への指導・別室指導等の措置(該当学年・生徒指導主事・SC)

◆聴衆・傍観者への指導(当該学年・生徒指導主事)

◆謝罪等の場の設定(生徒指導主事・教頭)

◆客観的な事実(聞き取りの内容等)を、正確に記録(生徒指導主事) ※生徒指導対応概要報告書

一定の解消
(いじめ対策推進委員会で確認)



継続指導・経過観察
再発防止・未然防止の取り組み

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア. 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ. 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ. 金品等に重大な被害を被った場合
- エ. 精神性の疾患を発症した場合 など

②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(年間 30 日)を目安とする。

※児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、年間 30 日の目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

※いじめを受けた児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態への基本的姿勢

学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童生徒や保護者のいじめの事実関係を明らかにし、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たる。

(3) 調査の主体

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、学校の設置者(赤磐市)が主体となって行う場合があり、学校の設置者が判断する。これまでの経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。

(4) 調査組織

調査組織については、学校が主体の場合は、次の二つの方法が考えられる。

- ①学校いじめ対策組織に第三者を加える方法
- ②学校が第三者調査委員会を立ち上げる方法

(5) 調査の開始

調査実施前に、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して調査目的、調査組織、調査期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について説明する。また、いじめを行った児童一定の解消 継続指導・経過観察 再発防止・未然防止の取り組み生徒及び保護者に対しても同様に説明する。

7. いじめの解消

(1)いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
- ・この相当の期間とは少なくとも 3 か月を目安とする。
- ・ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合はこの目安にかかわらず学校の設置者またはいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ・学校の教職員は相当の期間が経過するまでは被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し期間が経過した段階で判断を行う。
- ・行為が止んでいない場合はあらためて相当の期間を設定して状況を注視する。

(2)被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・被害児童生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認する。
- ・学校はいじめが解消に至っていない場合では被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。
- ・いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

8. いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	・職員研修会の実施(「方針」、前年度のいじめの実態と対応等) ・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」(以下「方針」)説明 ・学校だよりやHP等による「方針」等の発信 ・学級懇談、PTA総会等「方針」説明 ・学校評議員会等で「方針」説明 ・心のアンケート・ミニ実施 ・第1回いじめ対策推進委員会 ・個人懇談	「方針」の確認 学校運営協議会
5月	・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・心のアンケート・ミニ実施 ・第2回いじめ対策推進委員会	運動会
6月	・第1回心のアンケートの実施、教育相談の実施 ・いじめ未然防止に向けた児童会活動の取組 ・第3回いじめ対策推進委員会	教育相談週間
7月	・心のアンケート・ミニ実施 ・第4回いじめ対策推進委員会 ・個人懇談	夏季休業中の指導
8月	・職員研修会(ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会等) ・第2回いじめ対策委員会(これまでの取組の評価) ・第5回いじめ対策推進委員会	生徒指導担当者研修
9月	・心のアンケート・ミニ実施 ・第6回いじめ対策推進委員会	
10月	・第2回心のアンケートの実施、教育相談の実施 ・第7回いじめ対策推進委員会	
11月	・人権週間に向けた取組(全校でのいじめ防止対策の取組) ・心のアンケート・ミニ実施 ・第8回いじめ対策推進委員会	
12月	・「教職員の取組評価(学校評価)アンケート」(次年度に向けて) ・心のアンケート・ミニ実施 ・第9回いじめ対策推進委員会 ・個人懇談	冬季休業中の指導
1月	・心のアンケート・ミニ実施 ・第10回いじめ対策推進委員会	
2月	・心のアンケート・ミニ実施 ・第3回いじめ対策委員会(本年度のまとめ、方針の評価・改訂の検討) ・第11回いじめ対策推進委員会	
3月	・心のアンケート・ミニ実施 ・第12回いじめ対策推進委員会	